

## 笠松町国民保護計画（原案）からの主な変更点

計画（原案）について、県との事前協議を行った結果、次のとおり変更する。

### 第1編 総論

- 「5 用語の定義」(P5)
- 「警察署長等」の追加（表現方法の整理）

### 第2編 平素からの備えや予防

- 【事態の状況に応じた初動体制】中、「事態認定後」の上段(P14)
- 「及び本町に影響があると考えられる県外の市町村」の追加（愛知県との県境に接することを留意）
  
- 「(3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備等」(P21)
- 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の改正に基づき修正
  
- 「2 避難実施要領のパターンの作成」(P25)
- 「また、本町の場合は、愛知県との県境に位置していることから、主要道路である国道22号や名鉄名古屋本線などが木曽川を横断している。そこで、新木曽川大橋等が被災した場合などを想定した迂回路の設定等について検討していく必要がある。
- さらに、木曽川が攻撃を受けた場合には、浸水や河川の汚染など、本町にも大きな影響が及んでくるため、こうした状況にも十分に配慮した避難実施要領の策定が必要である。」の追加
- （国民保護計画は町の業務計画という位置づけであるため、「留意すべき事項」への「対応」の記載が必要となるため）

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

- 「1 初動体制」(P30)
- 県の体制を参考に記載方法を見直し
  
- 「町長による避難住民の誘導」(P44)
- 「・・・本町の職員及び消防団長を指揮し、羽島郡広域連合消防本部消防長（以下「消防長」という。）と連携・協力しながら、・・・」に修正
- （法第62条第2項の規定により、当該消防本部の場合は、町長が「指揮」するのではなく、町長と消防長が連携、協力することとされているため）

「 2 県に対する報告」等（ P 5 1、 5 2 ）

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の改正に基づき修正

【警戒区域の設定について】（ P 6 0 ）

「・・・町長が独自の判断で立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる区域を設けるものである。」に修正

（「警戒区域」と「立入制限区域」について、混同し誤解を招くおそれがあるため）

その他

各種様式の修正（ P 7 1 以降 ）

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の改正に基づき修正